

広島県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市上谷町字東権太郎五九四から五九八まで、五九九の一、五九九の三、五九九の四、六〇〇、六〇三の一、六〇三の二、字西権太郎甲六〇四、乙六〇四、六二〇の一、六二〇の二、六二一、峰田町字樽重一八四七の二・一八五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八四四の一、一八四四の二、一八四六、一八五二の二から一八五二の三まで、一八五三、一八五四の一、一八五六の二、一八五七、一八五八、一八六一の二から一八六一の三まで、一八六二から一八六六まで、一八六七の一、一八六七の二、字黒岩一八六八の二から一八六八の四まで、一八六九の一、一八六九の二、一八七〇、一八七一の一、一八七一の二、一八七二から一八七五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）